

裁判員のストレスと「苦役」に関する一考察

南 部 さおり

緒 言

平成26年9月30日、福島地裁で、いわゆる「裁判員ストレス障害国賠訴訟」として注目された裁判の判決が下された。同事案は、福島地方裁判所郡山支部で行われた強盗殺人事件の刑事裁判において裁判員の職務を務めた60代女性Xさん（原告）が、その後急性ストレス障害(Acute Stress Disorder= ASD)を発症したというものである。同訴訟弁護団は、Xさんが障害を負った原因として、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」）が、裁判員候補者に対して裁判員等選任手続への出頭を義務づける制度を設けて原告に出頭を強制し、その結果、原告が裁判員に選出され、本件刑事裁判の審理に参加して凄惨な内容を含む証拠を取調べ、死刑判決に関与せざるを得なくなつたからであり、裁判員法の規定は憲法18条後段、22条1項及び13条に違反すると主張した。また同時に弁護団は、裁判員法を制定した国会議員の立法行為は違法であり、あわせて、最高裁は、政治的目的によって裁判員法の合憲判断を行い、下級裁判所において裁判員法が違憲であるとの判断を示すことを困難にさせて裁判員法を運用させた違法があると主張し、国家賠償法1条1項に基づき、国に対して合計200万円余りの損害賠償を求めた。

本件提訴に際し、Xさんは「自分は何も悪いことをしていない」として、実名で顔貌をさらしての記者会見に臨んだ。しかし、インターネット上ではXさんに同情的な意見以上に、Xさんをバッシングする意見が書き殴られる事態となつた。

筆者は法医学という、まさに殺人事件の被害者の遺体の解剖を行い、捜査のためだけでなく、ゆくゆくは刑事裁判における証拠となる資料を残す業務に従事しているだけに、この裁判の行方には大きな関心を持ってはいたが、本心では、これまでと同様に原告の請求は棄却され、裁判

員法合憲判決が出されるであろうと予測していた。

それでも本件は、これまで刑事被告人の立場から提起されてきていた裁判員法違憲訴訟とは異なり、裁判員経験者が、守秘義務という制約の中で、自らが負ったトラウマ体験としての裁判員裁判の意義を問うた事件であった点で、非常に重要な事案となった。

本件で原告弁護団は、裁判員法の立法過程からその運用方法までを、憲法問題として問うた。裁判員制度の憲法解釈については、立法過程から様々な意見が出されており、すでに多くの論者が優れた解説を行っている¹⁾。そこで、筆者は、多少なりとも刑事司法を学んできた者として、また現在は法医学に従事する者として、「刑事裁判における証拠の提示方法と裁判員のストレス」と憲法上の「苦役性」の問題を中心として、本件を取り巻く問題状況につき、若干の私見を述べたい。

1. 福島県会津美里町・夫婦強盗殺人事件²⁾

(1) 事件の概要

被告人（当時45歳）は、事件当時、会津若松市内の空き家の敷地を無償で借り受け、同所に駐車した自動車内で妻と生活していた。当時被告人は無職であったが、妻には就職したと嘘をついており、住宅の購入を望んだ妻に対し、もうすぐ勤め先から家屋の購入資金が借りられるなどと嘘を重ねていた。そして被告人は、多額の金員を手に入れる方法として、本件強盗を思いついた。

被告人は、平成24年7月26日午前5時20分頃、被害者方の無施錠の勝手口から侵入して被害者住居内で金品を物色中、起床してきたA（当時55歳）に対し、携行していた刃渡り12.3cmのペティナイフを突き付け、金品を強奪しようとした。しかしこれにAが応じなかつたため、被告人は殺意をもって、その頸部を同ナイフで突き刺し、抵抗にあってさらにその頸部や項部等を同ナイフで多数回突き刺すなどし、よってAを右頸部刺創による上位頸髄離断により即死させて殺害した。そして、Aが殺害される現場を目の当たりにしたその妻B（当時56歳）が電話をかける素振りをみせたため、その側頭部をナイフで突き刺し、ネックレスなどを強奪し、さらに、Bが119番通報したことに気づいてBの殺害を決意し、その頸部を同ナイフで数回突き刺し、左右頸静脈切断による失血により死亡させて殺害した。

南部 裁判員のストレスと「苦役」に関する一考察

（2）裁判員裁判

判決日を含め、公判日程は6日間であった。被告人は起訴事実を大筋で認め、裁判では殺意を抱いた時期と量刑が主な争点とされた。裁判員らは、血の海となった犯行現場に横たわる被害者夫婦の遺体の写真などを証拠として目にした。とりわけ裁判員らに衝撃を与えたのが、妻が被告人から刃物で襲われながらも119番通報した際に録音された通話の内容であったという。『朝日新聞』³⁾は、その内容を以下のように伝える（報道ではそれぞれ実名）。

午前5時47分。妻は居間の電話の受話器に手をかけた。すでに夫を殺害していた被告は、妻にナイフを突き刺した。さらに襲いかかろうとする被告に、「あなた、人殺しになっちゃうよっ」と妻が叫ぶ。

119番はつながっていた。「もしもし、もしもし」。消防の問い合わせをかき消すようにうめき声が続く中、「Aです、お願ひしますっ」と叫んだところでさらに悲鳴があがった。

電話がつながっていたことに気付いた被告は電話を切った。消防はすぐに折り返してきた。「間違い電話です、大丈夫です」。家人を装った被告は、そう答えて電話を切った。

検察の死刑求刑に対し、合議体が下した判決もやはり死刑であった。判決後、裁判員4人と補充裁判員1人の計5人が会見に応じた。その会見

にもXさんは臨み、そこで「『血の海だった。頭から離れず、昼食に出たハンバーグを見たら吐いてしまった』と、やつれた様子で語った。」と報じられている⁴⁾。なお、同会見においては、一部の裁判員が「死刑しかないと思った」などと発言したことから、地裁郡山支部は会見後、「裁判員法が定める守秘義務に抵触する恐れがある」として、記者団に報道の自粛を求めたというハプニングがあった。これに対して、同記事で「裁判員裁判に詳しい専門家」が「守秘義務違反の可能性がある初めてのケース」と指摘している。

(3) トラウマとなった証拠の内容

Xさんは、後の国賠法訴訟において、平成25年9月24日に「意見陳述」を行い、証拠の詳細について語っており、自らが裁判員を務めた裁判の初日の様子を克明に描写している。以下で引用しよう。

「検察官の冒頭陳述ののち、証拠が提出されました。その証拠のうち、被害の状況を写す写真が裁判員専用のモニターに映し出されました。私は目をそむけたいと思いましたが、裁判員としてそれは駄目だと思い、モニターの画面を見て、検察官の説明を聞きました。モニターの画面に映し出されたのは被害者である夫の殺害直後の現場写真で、そこには被害者の刺し傷のある頭部や頸部が映っていました。刺し傷は13か所に及ぶとのことでした。その後に、被害者である妻の同じような現場写真が映し出されました。頭部、頸部の刺し傷は11か所のことでした。2人とも、血の海の中で横たわっているものでした。その後に、被告人が使用していたという血だらけの軍手、次にモニターの画面が左右に分割されて、左側に実際の刺し傷の写真が映され、右側に発泡スチロールで作った頭部、頸部の模型を利用した刺し傷の写真24枚が映し出されました。これらの写真は全てカラーでした。傍聴人には見えないようになっていたと思います。その後、検察官が録音テープを再生しました。被

害者である妻が、刺されながらも必死で消防署に救いを求める電話の内容であり、断末魔のうめき声に聞こえました。約2分30秒とのことでした。このテープの声は傍聴席にも流されました。その証拠調べのあと、昼食となりました、私は具合が悪くなり、食べたものをトイレに行って吐いてしまいました。」⁵⁾

(4) 私見：裁判員の心理的負担について

Xさんは平成25年3月1日（金）午後2時に裁判所に裁判員候補者として呼び出された。呼び出し状には注意事項として「正当な理由がなくこの呼出しに応じない時は10万円以下の過料に処せられることがあります」と書かれ、下線まで引いてあった（後掲：図1参照）。Xさんはこの呼出しに強い不安を感じながらも出頭し、抽選の結果、裁判員に選任されることになった。その際に、担当する事件が会津美里町の強盗殺人事件であることも知らされた。初公判は土日を挟んで週明けの3月4日となつたが、その間、Xさんは睡眠障害を起こし、かかりつけの内科医院で「反応性うつ病」と診断され、精神安定剤の処方を受けている。なお、この一連の事実は、今回の国賠訴訟の判決において認定されている。辞退事由の問題については後述することとし、ここでは上記の証拠内容とXさんの心理的負担に関してのみ考察することとする。

精神科医のKielholz教授は、うつ病を、その原因別に「内因性うつ病」「身体因性うつ病」「心因性うつ病」の3つに分けた⁶⁾。そのうちXさんが診断された「反応性うつ病」とは「心因性うつ病」と同義であり、環境因や極度の精神的ストレスなど、原因の明らかな心理的要因が引き金になって起こるものと指す。本件ではまず「裁判員に選ばれるかもしれないというプレッシャー」がXさんにとって極度の精神的ストレスとなつたようである。通常、裁判員候補者としての呼出状が来た場合、「どうやって辞退しようか」という思考⁷⁾に流れそうなものであるが、「出頭するか

10万円支払うか」という二者択一しか考えられず、精神的に追い込まれていったというXさんの心情⁸⁾は、「責任感が非常に強く、融通の利かない」という、もともとうつ病に親和性のある性格傾向があったといえよう⁹⁾。ただし、こうした責任感の強さは、むしろ裁判員制度が想定する「理想的な市民像」ともいえ、少なくとも当時、「辞退事由」となり得る事情と見なされ得たとは考えにくい。

かくして、Xさんは過度の緊張感と責任感をもって公判手続きに臨み、上記の「悲惨な証拠」に暴露されることとなった。とりわけ「血の海に横たわる被害者夫妻」という現場写真と録音テープは、事件に対し相当のリアリティを持って、Xさんに強い衝撃を与えたはずである。

検察は手続の間中、裁判員に対し、加害者ではなく被害者の立場に立つよう仕向ける。冒頭陳述では、いかに被害者夫婦が善良な一般人であり、何らの落ち度もなく、被告人の悪行さえなければ、その天寿を全うするまで平穏な日々を送って行けたであろうことを強調する。こうした検察からの示唆を受けた裁判員=一般市民は、いまでもなく被害者側に強く感情移入することになる。そもそも、無為徒食を続けながら車上生活を送り、妻への取り繕いが破綻しそうになったために、「お金を持っていそうな」無関係の夫婦を襲撃し、無抵抗の相手の身体の枢要部に何度も刃物を突き立てる「無慈悲な」被告人には、感情移入することが難しいであろう¹⁰⁾。自分(裁判員)たちの居住地域内で起こった凶悪事件の、とりわけ本件のような「無差別的な」犯行の場合、悲惨な犯行現場のカラー写真に直面した裁判員は、「そこに写っている場面は自分の家庭であってもおかしくない」と、より強い心理的衝撃を受けやすくなる。こうした心情の下で、モニターに次々と映し出される「実際の刺し傷の写真」、次には被害者の断末魔の様子がありありと分かる録音テープの音声に、立て続けに曝露されたのである。つまり裁判員の目の前で、何度も何度も、目を覆いたくなるような悲惨な事件が繰り返し再現されたことになる。

こうした証拠方法は、法曹からすれば、「法廷で直接見て聞いて分かる審理」という裁判員裁判の理想形に近づけるためには、最も効果的な方法だったと言えるのかもしれない。とりわけ検察にとっては、「死刑判決」という重責に直面した裁判員の（死刑判決への）心理的抵抗を取り除くために、最良の方法であったといえよう。しかしながら、こうした立証方法への偏重は、「刑事裁判で裁かれるのは『検察官の主張』（犯罪事実の証明）」¹¹⁾という刑事裁判の基本ルールから、巧みに裁判員の意識を逸らす役割を果たしかねない。つまり、裁判員の情緒を揺さぶり、「合理的な疑い」「被告人の利益」を考慮する心情的な余裕を奪いかねないので。そして、少なくともXさんにとっては、著しく配慮に欠けた「心への暴力的侵入」となったのである。

2009年3月28日の産経新聞社による、いわゆる「江東マンション神隠し殺人事件」公判に関する報道は、本件のような事態を的確に予測したものであった¹²⁾。同事件は、2008年4月18日に33歳の派遣社員の男が「性奴隸」にしようと、同じマンションに住む23歳の女性会社員を拉致した上で殺害し、死体を損壊して遺棄した事件である。同事件の酸鼻極める猟奇性は、加害者男性が被害者の遺体を包丁でバラバラに切断してトイレなどに流したり、細かく切断した遺体を出勤時にゴミ捨て場に捨てるなどして隠ぺい工作を図り、同年5月1日までに遺体の全てを処理したという点で、際立っていた。

同事件の証拠調べ請求において、検察官は「搜索で見つかった肉片の一部です。真ん中のくぼんだ所はおへそです。肉片はすべて5センチ角程度に切り刻まれています」との解説を付け、法廷に設置された65インチのモニターに生々しい骨片49個、肉片172個の映像を次々と映し出したという。この証拠調べ手続に対しては、日本法医学会の中園一郎理事長をして「これでは裁判員がPTSD（心的外傷後ストレス障害）になる可能性もあるのではないか」との感想を漏らさしめたという。

こうした批判的報道を受け、ショッキングな写真などのいわゆる「ビ

「デジタル証拠」を示す際、傍聴人が見ることのできる大型モニターの電源を切り、訴訟当事者の席に配置された小型モニターのみに映し出すという実務が常態化した。したがって、証拠開示のあいだ手持無沙汰となった傍聴人の視線は、自ずとモニターを見る裁判員たちの表情に集まるところとなった。目の前に映し出される「残酷な」デジタル証拠に対峙する裁判員の表情（「目を伏せた」「顔をしかめた」など）が細かく報道されるということも慣例化してきている。

なお、この事件報道以前に筆者が傍聴した裁判では、被害者の刺し傷の写真や凶行の瞬間をとらえた防犯カメラの映像などのデジタル証拠もすべて大型モニターに映し出されていたため、報道陣や傍聴人もその内容に触れることができた。「残酷な」証拠を見たくない傍聴人は顔を伏せていたし、ちらりと目にした証拠に耐えられなくなった傍聴人は、即座に退廷できた。しかし裁判員にあっては、そうはいかない。

ところで、産経新聞の同記事は、法医学会から出された「むごい証拠写真を裁判員に見せるのはどうか」という意見に対し、最高検が「法と証拠に基づいた立証を行わなければならない。残酷な証拠を見せなければ量刑が軽くなりかねず、遺族感情を害することになる」と反論したと伝えており、さらに犯罪被害者支援に詳しい武内大徳弁護士の「裁判員は従来の裁判官と同じ証拠を見るべき。死体損壊事件なら、どう損壊したかが重要な証拠。裁判員は腹をくくる必要がある」というコメントも掲載している。

筆者も、当然刑事裁判官は死体の写真をしっかりと見た上で、事実認定および量刑判断の際の参考にしているものと考えており、「『裁判員の負担』に配慮し、当然示されるべき犯罪の重要な証拠をきちんと示さない事態は許されない」と考えていた。後述の「裁判員制度に関する第18回検討会」でも、東京地裁刑事部総括判事である合田悦三氏が「現役裁判官の時代には、人が亡くなった事件では、解剖の様子も含めて御遺体の写真を証拠として調べることは普通に行われてきたことでありま

して、私自身も数限りなくそのような写真を見て参りましたし、職業裁判官である以上、当然であるという具合に考えておりました」と発言している¹³⁾。また筆者の大学時代の恩師で、元裁判官・スウェーデン・ルンド大学および神奈川大学の名誉教授である萩原金美先生も、自身の刑事裁判官時代を振り返り「当然、そうした写真や法医鑑定書はきちんと精査する。裁判官は被害者のため、そして加害者のためにも涙を流さなければならない」と語られている¹⁴⁾。

しかし他方で、井垣康弘元判事は、自身の著書の中で以下のように記している。

「普通、刑事の裁判官たちは、遺体の写真を見ない。検事が「本件被害者たちの遺体の写真です」と言って提出するのを黙って受け取り、法壇の上に置いとくだけである。私が主任裁判官（判決の起案をする）としての責任感から、自室で一頁ごとに全部めくってカラー写真集を丹念に見たのが失敗だった。反吐を吐く思いという以外に言葉がない。二度と見ないですむように、その一冊だけは紐で縛ったが、公判のたびに目の前に置かれる。」「…公判期日の前の日になると、例のカラー写真を思い出し、勝手に不機嫌になった。家族の手前食卓につきはするが食欲は失せ、被告人質問が行われている公判庭でも「上の空」であった。」¹⁵⁾

井垣元判事が指摘するように、しばしば「死体の写真に慣れています」と巷間で想定されている刑事裁判官の中にも、こうした立場の人が少なからず存在するのであれば、果たして最高検が強行した証拠方法は適切なものであるのか、疑問も生じてこよう。ただし、刑事裁判官は豊富な判例の知識やこれまでの職務経験から、当該事件に対する量刑の「バランス感覚」をある程度有しているといえ、死刑の判断においても、（写真資料を除いた）認定事実を死刑の適用基準に照らすことで、合理的に判断することは十分可能であろう。

他方で当然、裁判員はそうした「バランス感覚」を持ち合わせておらず、求められるのは「市民感覚」のみである。かろうじて他の類似事例に関する情報として、裁判所の「量刑検索システム」を参考として利用できるにすぎない。しかしながら、この「量刑検索システム」は、大阪府寝屋川市の1歳児虐待死事件の裁判員判決¹⁶⁾において、「同種事犯の量刑傾向といつても、裁判所の量刑検索システムは、登録数が限られている上、量刑を決めるに当たって考慮した要素を全て把握することも困難であるから、各判断の妥当性を検証できない」と論難されている。

それでは、裁判員が適正な量刑判断を行うための最良の証拠とは、一体何であろうか？「見て、聞いて分かる立証」というスローガンを安易に「ショッキングな証拠」に結びつけてきた最高検の判断の是非が、今まさに問われているのである。

2. 裁判員ストレス障害国賠訴訟

(1) Xさんの「損害」

以下の記述は、前掲の「意見陳述」から抜き出すこととする。Xさんは、裁判員を務めたことで、食事も作れなくなり、夜は不眠になり、何かにつけ突然事件のこと、モニターに映された映像がフラッシュバックするようになり、気持ちが不安定になったという。そして、ぼーっとしていることが多くなり、介護の仕事に支障を来すようになった。こうした状態を心配した家族が、裁判員のメンタルサポートについて裁判所に問い合わせたところ、「カウンセリングは東京で5回まで無料であるが、交通費は自己負担である」とのことと、さらに「必要があれば医療機関を紹介する」と郡山市の保健所を紹介されたものの、「そこではそのような相談は初めてとのことで役に立たず」、3月19日（判決5日後）、最初に診てもらった内科クリニックに行き、そこの紹介で心療内科の医師の診察を受けASDと診断されたのだという。そして、通院が長引き休

南部 裁判員のストレスと「苦役」に関する一考察

業も続いたため、勤務先から「契約更新拒否」の通知を受け、失職した。本件提訴当時（判決6か月後）においてもフラッシュバックは続いており、悪夢や幻聴に苦しめられ、肉料理を作ったり食べたりすることができなくなった。

Xさんは「裁判員になって、私は身体、精神を痛めつけられ、生活の安定を失い、生活設計も狂わされました。辛い体験をしたという被害者の痛みだけでなく、（死刑判決によって）加害者になってしまったという罪悪感も私を苦しめています」（括弧内筆者）と、切実に訴えた。

(2) 本件訴訟での争点

本件訴訟での争点は、以下である。

①裁判員法を制定した国会議員の立法行為は、原告との関係で国家賠償法1条1項の適用上違法といえるか。

- ア 裁判員制度は、憲法18条後段に違反するか。
- イ 裁判員制度は、憲法22条1項に違反するか。
- ウ 裁判員制度は、憲法13条に違反するか。

②最高裁平成23年判決を言い渡した最高裁裁判官の行為は、原告との関係で国家賠償法1条1項の適用上違法といえるか。

③原告の損害額

(3) 憲法18条違反に関する当事者の主張

憲法18条は「その意に反する苦役の禁止」を、22条1項は「職業選択の自由」を、13条は「自由及び幸福追求に対する権利」を、それぞれ日本国民に保障する条文である。本稿では、「残酷なビジュアル証拠」の提示方法の適否とXさんの精神的・肉体的損害に焦点を当てるため、憲法18条所謂の「苦役性」に関する論点に注目して論じることとする。

1) 原告の主張